

養蜂業者 殿

山形県農林水産部長  
(公印省略)

令和6年次蜜蜂転飼許可申請について（通知）

標記について、他都道府県から山形県内の区域に転飼する場合、養蜂振興法第4条の規定により、本県の許可が必要となります。

つきましては、令和6年次において本県内の区域への蜜蜂の転飼を希望する場合は、下記により関係書類を提出してください。

記

1 提出書類

(1) 蜜蜂転飼許可申請書（「様式第4号」：1部）

新規の転飼場所がある場合は、申請場所を示す赤丸印を記入した2万5千分の1の地図又はこれに準じる図面を添付すること（緯度及び経度の記載でも可）。

(2) 蜂場土地使用承諾書（「様式第2号」蜂場ごとに1部）

※蜂場が国有林等の場合は、所轄官公署の発行する貸与承諾書を提出すること。

※様式が変更されていますので同封の新しい様式により提出すること。なお、山形県のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.pref.yamagata.jp/140028/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/chikusan/hachi.html>

2 提出期限 令和6年1月31日（水）必着

3 提出先 〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1  
山形県農林水産部畜産振興課（電話：023-630-2475）

4 蜜蜂転飼許可手数料

1場所15蜂群以下については、1蜂群につき150円、1場所16蜂群以上については1場所につき2,300円とし、これに相当する額の山形県収入証紙を申請書上部に貼付すること。

5 提出に当たっての留意事項

- 蜜蜂飼育届は、蜂場使用の権利を保障するものではありません。蜜源に対し周囲の蜂群数が過剰と認められる場合、「山形県蜜蜂転飼調整方針」（令和5年6月5日改訂）に基づき蜂群調整を行い、飼育計画の変更をお願いすることがあります。
- 蜂群調整終了後に、県から「蜜蜂飼育計画確認書」を送付しますので、その内容に基づいた飼育を行ってください
- 法令に基づく場合や蜂群の配置調整等に必要な範囲内で関係者及び関係機関等（以下「関係機関等」）の協力が必要な場合、届出内容を関係機関等に情報提供する必要があることから、届出を提出された方は、届出に記載された個人情報の取扱いに同意したものとみなされますので、御承知おきください。

山形県農林水産部畜産振興課  
養蜂振興担当 森・西尾  
tel：023-630-2475